

個人情報保護審議会（第60回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成15年11月6日（木）午後6時から午後8時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 7階 「亀」の間

2 出席委員の氏名

山下 淳                    赤坂 正浩                    伊藤 潤子  
上羽 慶市                    齋藤 修                    藪野 正昭

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室 個人情報・行政手続係長 白井 重孝  
中谷 真紀子      桂 和久  
文書課長 羽古井 良紀

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の見直しについて（諮問受付番号15-4号案件）

- (1) 実施機関の利用停止義務について
- (2) 開示請求に係る個人情報保護制度特有の不開示基準について
- (3) 個人情報の収集時及び開示決定時の収集目的の明示規定の創設について
- (4) 実施機関における個人情報の取扱態様の公表制度について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： まず、個人情報保護条例の見直しについて（実施機関の利用停止義務）事務局（県民情報室）より説明していただく。

事務局より、実施機関の利用停止義務について説明が行われた。

委員： 基本的には説明のとおりで良いと思う。ただ、「比較衡量基準の創設」というところを利用停止により保護される本人の利益と、利用停止を行うことにより得られる公共の利益を比較衡量して、後者が優越する場合には利用停止しない、ということを県民にわかりやすいように記載した方が良いのではないか。

委員： これでよくわかる。

委員： 前回議論の趣旨が踏み込まれており、これでよいか。

- 委員： 異議なし。
- 委員： 個人情報保護条例の見直しについて（開示請求に係る個人情報保護制度特有の不開示基準について）事務局（県民情報室）より説明していただく。
- 事務局より、開示請求に係る個人情報保護制度特有の不開示基準について説明が行われた。
- 委員： 行政機関法第14条第1号に規定する生命等侵害情報を、開示請求者の評価等情報として対応するということが。  
つまり、「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とするか、「評価、診断、判断、選考、指導等に関する情報で、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められる情報」とするか、どちらの規定が適切かという議論と考えてよいか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 法定代理人の開示請求の場合は、現行条例どおりで、この評価等情報は開示請求者に限定すると理解してよいのか。
- 事務局： そうである。現行条例第14条第2項のただし書き（「ただし、本人が反対の意思を表示したときはこの限りでない。」）は存置する。
- 委員： 事務局案の方が具体的な事象を規定しているため、法の抽象的な規定よりもわかりやすく、また、これまで運用してきたことから従来どおりで良いのではないか。好みの問題だろう。
- 委員： 条例制定時に、具体的な状況を明記した理由は何か。
- 委員： そのような規定は一般的であった。教育情報をめぐって議論した記憶はある。
- 委員： 教育関係情報、職員採用試験の結果の開示請求等、一つひとつ、これから増えるだろうという個別具体的な議論があって、現在、想定している児童虐待に係る児童相談記録は想定されていなかった。6年経つと、現実的な印象を受ける。
- 委員： 今後とも、想定されるのはそのような場合ではないか。
- 委員： 気になるのは、評価等情報は濫用される危険性があることだ。例えば、学校の指導要録は評価者の主観性が入っているから全て開示できないということでは困る。
- 事務局： 本県の場合、条例制定から6年ほどになるが、評価等情報の適用は4回にとどまる。その内容は、児童相談所での親に対する評価等情報などで限定的な運用をしている。
- 委員： 行政機関法第14条第1号も同じであるが、本人請求の場合に該当するので、濫用されると問題があるが、この規定を設けることでよいか。  
場合によっては、最後にもう一度議論してもよいだろう。  
なお、規定するなら1号ではないか。
- 委員： 異議なし。

委員： 個人情報保護条例の見直しについて（個人情報の収集時及び開示決定時の収集目的の明示規定の創設について）事務局（県民情報室）より説明していただく。

事務局より、個人情報の収集時に収集目的を明示することの必要性について説明が行われた。

委員： 文書で個人情報を収集するときはともかく、口頭による場合はどうするのか。

事務局： 現在も、相手と会話するなかで、当然の前提として収集目的を告げており、実務的には問題がないと判断している。

委員： 収集される側は、目的を明確にしてもらわないと判断に困るし、口頭の場合にも明示してもらおうという規定を置く方が良いと思う。行政機関法第4条の規定と同様に、収集目的を明示する規定を設け、適用除外を列記することは、県民にわかりやすいと考える。

委員： 収集目的を明示する規定を設けるのは適切だと考える。  
行政機関法第4条の適用除外規定のうち、第2号及び第3号の規定をどうするかという議論であると考えてよいか。

事務局： そうである。

委員： 個人情報の開示請求に係る不開示基準と整合を図る（B案）実益は何か。

事務局： 収集時と開示時という違いはあるが、情報提供には他ならないので、同じ基準で判断するという整合性を取ることができる。

委員： 整合を図ることも必要だが、それにこだわって支障が生じてはまずい。

委員： 収集目的の明示を口頭の場合にも適用し、かつ、例外規定も設ける状況では、利用停止請求が行われた場合はどうするのか。複雑になれば、利用目的を明示しなければならないという規定に従って個人情報を収集したのか、適法な収集をしたのかがわからなくなるといえないか。それでは実施機関が困るのではないか。

事務局： 通知（平成15年6月16日付け総行情第91号）の「目的外利用等の際の利用停止請求権」では、個人情報の取得が適正な方法で行われていなかった場合等に、開示請求により開示を受けた者が、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求を行うことを認める必要がある、と説明されている。したがって、法第4条を遵守していない取得がなされた場合、それを保有している状況を法第3条2項に反するものとして捕らえ、利用停止請求の対象とするという構成になっているとうかがわれる。

委員： 国が直接書面に記録された個人情報の取得に限定して、口頭による場合を除いている理由は何か。

事務局： もともと、国の個人情報の取扱いの規律の対象は、行政文書に記録された個人情報であり、書面でもらうということはすなわち、行

政機関が取得した文書である。口頭で聞いて記録したものは担当のメモ止まりのものもあり、確実に行政機関の文書になるものは直接書面で取得したものであることから、国はそのように限定していると聞いている。

委員： 口頭の場合、収集目的を聞いた聞いていないで、もめるおそれがあるのではないか。

委員： 実際に動く仕組みが必要であり、利用停止が請求された場合にどうするのか、利用目的の明示対象を広げてもいいものか、もう少し検討が必要だと考える。実施機関に義務付けるといっているのであれば、日常の行政活動上、無理がない形にしておかないと動かないのではないか。

委員： 口頭で収集する情報は多いのか。

事務局： 申請書類に記載された内容について問い合わせたり、立入検査の際に聞き取りをしたりということはある。

委員： 立入検査やヒアリングで聞いたことを記録に残したものは、行政機関法第4条でいう「本人から直接書面に記録された情報を取得」に該当するのか。

事務局： 該当しないと考えられる。

委員： 口頭による収集の場合も原則、収集目的を明示した方がいいと考えるが、確かに、利用停止請求との関係で、言った言わないがややこしくなることがあるだろう。そうであれば、利用停止請求の理由にはしないというのはひとつの案であるが、それはそれでよいのだろうか。

委員： 事務局案はそういうつもりでの作成か。

事務局： 口頭による収集を念頭においていたわけではないが、収集目的を明示しないで収集すれば、それは適法取得ではないと読み込めるため、行政機関法第36条第1項と同様に、あえて書く必要もないと考えた。

委員： 行政機関法はどうか。

事務局： 行政機関法第4条違反は当然の解釈（行政機関法第36条第1項第1号の「適法に取得されたものでないとき」）として導かれる。

委員： 行政機関法でも、利用目的の明示は文書によると定められていないから、同じ問題が発生することもあるのではないか。

委員： 行政機関法第4条は基本法第18条第2項を受けた規定だが、直接書面に限定している趣旨を確認しておいて欲しい。次回の審議とする。

事務局より、開示実施時に収集目的を通知することの必要性について説明が行われた。

委員： 規定することに異論はない。例外をどうするかである。  
収集目的を本人を明示することにより、不開示情報を通知するこ

とはあり得るのか。

事務局： 資料5ページの想定事例のような場合、情報は開示できても目的は通知できないことがあるかと思う。

委員： 行政機関法と条例を同様に考えてもよいのか。

国の場合は、個人情報ファイルの保有目的か、散在情報であっても本体の文書の利用目的で考えるという発想であり、利用目的自体ははっきりしている。県にはファイル簿はなく、登録簿しかない。県の場合は、「苦情処理のため」というぐらいのもので「BからAに対する苦情処理のため」とはならないのではないか。

委員： 資料P. 8のB案がA案と異なり、限定された場合だけを明示する趣旨は何か。

委員： B案は、第16条の各号に該当する場合ということではないのか。

事務局： そうである。

委員： そうであれば、範囲が広がる。

委員： 現行条例の形式を踏まえた上で考えたものか。

事務局： 開示決定時の判断基準と整合を図るというものである。

委員： A案と同じ範囲になるのか。

事務局： 国の説明では同じ射程範囲とのことである。

委員： 行政機関法第4条第3号は同法第14条第7号に該当するとわかるが、同法第4条第2号は同法第14条第1号、第2号、第3号にあたるのか。法人等（同法第14条第3号）と本人又は第三者（同法第4条第2号）はずれるのではないか。同法第14条第4号から第6号はどこに当たるのか。

事務局： 総務省の説明では、行政機関法第4条第2号は同法第14条第1号から第3号に、同法第4条第3号は同法第14条第4号から第7号に該当する。

委員： 立法者がそうだというのはそれを信用するかどうかであり、議論する必要はない。

委員： 開示できる情報なのに目的が明示できない場合とはどんな場合か。

事務局： 入口（収集時）で明示できないので、出口（開示時）でも明示できないということだけだと思う。

委員： 入ってきたものは全部見せるというならわかるが、出て行く（開示する）時には不開示にできる場合もあり、両方の条文を同じにする必要はないのではないか。

基本法では利用目的の特定が規定されており、業者には細かい利用目的の明示が義務付けられるかも知れないが、県の利用目的の明示が同じである必要はない。もちろん、調査のため、行政に必要等、ザルになっては困るが。

委員： 行政機関法の場合は、個人情報ファイルを作り、そこに保有目的を書くが、苦情処理のため、法に基づく調査のため、ぐらいの

ものなのか。利用目的がどの程度、特定されるのか。

また、開示の場合は本人収集の情報だけではないので、必ずしも、行政機関法第4条と対応はしない。そもそも、利用目的を何も言わないで第三者から収集した情報の開示の場合がある。

しかし、そうだとすると、行政機関法第4条の規定をパラレルに言えば済む気もする。

委員： いったん、議論を置いて次の議論に移ってはどうか。

委員： 異議なし。

委員： 個人情報保護条例の見直しについて（実施機関における個人情報の取扱態様の公表制度について）事務局（県民情報室）より説明していただく。

事務局より、実施機関における個人情報の取扱態様の公表制度について説明が行われた。

委員： 従前のような個人情報取扱事務登録簿でいきたいということか。

事務局： そうである。

委員： そうすると、先ほどの利用目的も登録簿に記載の収集目的で足りるということか。目的外利用というときの利用目的は、国は個人情報ファイル簿に記載の利用目的を基準にするが、県は今後、どのような対応をするのか。登録簿に記載される収集目的を単位とするのか。問題はむしろそこではないのか。

事務局： 次回に対応案を出させていただきたい。

委員： 国にあわせるというのも一つのやり方だと思う。国はファイル簿に記載の利用目的で処理することで一貫している。

委員： 総務大臣への事前通知に関して確認したいが、県では登録簿は実施機関が作成し公表しているのか。

事務局： 条例規定上は、そうである。ただ、運用では、県民情報室が取りまとめて公表している。

委員： そのこともあって、事前通知制度は条例上、措置しなくてもいいということか。

事務局： そうである。

委員： 個人情報ファイルの定義規定（条例検討案第2条第3号）とは関係あるのか。

事務局： 定義規定は、次の議題である罰則との関係がある。

委員： 行政機関法第53条の罰則の対象情報は、「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成された個人情報ファイル」となっており、個人情報ファイル簿の作成、公表と個人情報ファイルという点で一貫している。事務局案は、登録公表制度は現行条例のまま登録簿を維持し、ファイル簿にはしないが、罰則の構成要件は個人情報ファイルにあわせるというものだ。

委員： ファイル簿と登録簿の違いは何か。

- 委員： 検討資料5 - 1にあるように、例えば、貸金業者登録事務及び貸金業者閲覧事務の場合、ファイル簿では5つになるが、登録簿では2つである。ファイル簿は、データベース化されたものというイメージで、登録簿とは単位が違う。
- 事務局： 県で保有している個人情報情報は簿冊、ファイル単位でしかないわけだから、到達するところの個人情報情報は同じである。県民に事務で説明するか、簿冊、ファイルで説明するかの違いだけであり、登録簿制度が県民に不利益になるというものではないから、県民にとってわかりやすい登録簿を維持させていただきたいということである。
- 委員： そうすると利用目的はどのレベルで見るのか。登録簿なのか、ファイル簿なのか。罰則のところではファイルで、ということになると、登録簿単位とファイル単位と二つを使い分ける必要があり、ファイル単位だけでいいのではないかと思う。
- 委員： 行政機関法のように個人情報ファイル簿を公表し、罰則も個人情報ファイルとすれば、わかりやすくなるのではないか。
- 委員： 国は旧法からファイル単位で動かしているが、自治体レベルでは、登録簿方式が多い。
- 委員： 罰則規定を設ける場合、登録簿では不都合があるのか。
- 委員： 登録簿による公表制度を維持すれば、そこから罰則の構成要件を導くことは困難である場合がある。
- 委員： ファイル簿と登録簿の違いをもう少し説明して欲しい。
- 委員： 県民が、ファイル簿と登録簿と両方をイメージできるだろうか。
- 事務局： 個人情報取扱事務登録簿を個人情報ファイル簿に移行することは実務上支障のあるものはない。県では、文書を大・中・小分類(ファイルタイトル)に分類しており、登録簿が中分類単位、ファイル簿が小分類単位と考えることができる。
- 委員： どういう単位でファイルが作成されているのかが、わかりにくい。簿冊とファイル簿と登録簿の関係がよくわからない。
- 委員： 個人情報ファイルは、電子計算機を用いて検索できるようになっていたり、容易に検索ができるように索引がついていたり、単なる一件綴りのファイルとは異なる。
- 委員： 登録簿をファイル簿に移行するには時間がかかるような気がする。
- 委員： ファイル簿への変更には相当な時間を必要とすることが想定されるから、今後の課題であり、現状を維持するしか仕方ないと思う。
- 委員： その意味において、個人情報ファイルという言葉は条例には入れず、電子化されたデータベースを持ち出したときには罰則がかかるという言い方で対応することも必要ではないか。要するに、罰則の構成要件の書き方の問題である。条例の見直しの検討にあたっては、個人情報ファイルの考え方を取り込まないことで徹した方がいいか

もしれない。

委員： 検討（案）は、罰則規定のために、個人情報ファイルの定義規定を設けたのか。

事務局： そうである。

委員： 個人情報ファイルでなければ、個人情報を流出しても罰則の対象とならないのか。

事務局： 行政機関法第53条は、電子処理した個人情報ファイルに関する罰則であるが、ほかに第54条、第55条に罰則規定があり、これらは個人情報を構成要件としている。

委員： 電子化されているものは、他の情報と容易に結合することができ、有用性がある。行政機関法第53条の罰則が第54条や第55条に比べ重いのは、データベース化されたものが対象となるからである。

委員： 次回は、今日の宿題と罰則の議論を行いたい。

## 6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第60回）資料